

資料 6

学校施設の概要

1 施設概要

学校名	建築年	施設名	面積
けやき小学校 (西東京市芝久保町 5-7-1)	平成 15 年	体育館	1,158 m ²
		会議室	85 m ²
		特別教室	111 m ²
		講堂兼視聴覚室	332 m ²
青嵐中学校 (西東京市北町 2-13-17)	平成 19 年	体育館	1,136 m ²
		会議室	65 m ²
		特別教室	112 m ²
		武道場	411 m ²
		多目的室	403 m ²
保谷中学校 (西東京市保谷町 1-17-4)	平成 20 年	体育館	1,139 m ²
		多目的室	161 m ²
		校庭	5,720 m ²
		テニスコート	1,270 m ²

2 施設の使用根拠

西東京市立学校施設使用条例及び同条例施行規則の規定に基づき、学校教育上支障がないと認める限り、学校施設を社会教育のために供している。

3 使用時間

原則として、午前8時から午後9時まで(年末年始は除く)。

4 使用状況

各校の施設毎の使用件数や主な使用内容は次のとおりであり、体育館の使用に比べ会議室等の使用が少なくなっているが、これは市民交流施設等の他施設を活用しているためと推察する。

平成 29 年度使用実績(速報値)

学校名	施設名	使用件数	内、有料件数	主な使用内容
けやき小学校	体育館	451 件		バドミントン、よさこいソーラン踊り、バレーボール
	講堂等	123 件		チアダンス、よさこいソーラン踊り、ダンス
	合計	574 件	408 件	
青嵐中学校	体育館	202 件		バスケットボール、バドミントン、新体操
	武道場	33 件		演芸、新体操、空手
	会議室等	0 件		—
	合計	235 件	235 件	
保谷中学校	体育館	319 件		バスケットボール、バレーボール、バドミントン
	多目的室	49 件		空手、フィジカルアップ
	合計	368 件	368 件	

5 使用料設定の考え方

合併以後に建設(建替)した3校(けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校)については、建設時点から地域開放を想定しており、原則として施設使用料を徴収することとしている。

「使用料・手数料の適正化に関する基本方針(平成 27 年度改定版)」に基づき、原則3年ごとに使用料の見直しを行うこととし、平成 28 年度第2回使用料等審議会にて学校施設(けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校)の施設使用料について、現行使用料を据え置く旨報告し、現在に至っている。

学校施設使用に伴う受益者負担割合の区分については「選択的で非市場的なサービス」に分類され、受益者負担を主に 30～70%とするものであり、資料7「学校施設使用料原価計算書」のとおり原価計算を行い、学校施設使用料の1時間あたり原価は、資料8「学校使用料算出表」のとおり算出された。

6 都内 26 市の学校施設使用料の検証

資料9のとおり、体育館については各市、1時間あたりの使用料を 100 円から 1,000 円の範囲で設定している。

また、特別教室等については、施設の規模や設備に応じ、1時間あたりの使用料を 50 円から 2,500 円の範囲で設定しており、校庭・テニスコートについては、使用用途に関わらず、一律の料金設定としている市が大半である。

学校施設(けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校)の既存の施設使用料については、原価計算結果に基づく適正価格を踏まえ、都内 26 市の料金設定と大きな乖離が見られないことから、現行の使用料が妥当である。

7 検証の結果

以上のことから、学校施設(けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校)の既存の施設使用料については、現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。

また、保谷中学校の夜間照明設備の設置に伴う、校庭及びテニスコート使用料の新設については、西東京市立学校施設使用条例第6条の規定に基づき、市内在住者の使用料は無料とする。

なお、市外在住者及び企業等が従業員のために使用するときは、校庭使用料は市内の他の学校施設と同額の 500 円とし、テニスコート使用料についても、校庭と同額の1面あたり 500 円としたい。